

### 公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

#### 1. 調達内容

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 調達番号     | 財契087   |
| (2) 調達件名及び数量 | 大阪大学リスク管理支援システムソフトウェア(OJES)の大阪大学全学IT認証基盤サービスへの接続システム製作業務 1式 |
|              | 詳細は別紙仕様書のとおり  |
| (3) 納入期限     | 令和2年3月31日   |
| (4) 納入場所     | 国立大学法人大阪大学本部事務機構 安全衛生管理部                                    |

#### 2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

#### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書の交付場所並びに問合せ先  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1  
国立大学法人大阪大学 財務部契約課 契約第二係  
電話 06-6879-4004
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和2年2月13日 17時15分

#### 4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

大阪大学リスク管理支援システムソフトウェア（OJES）の  
大阪大学全学 IT 認証基盤サービスへの接続システム製作業務  
一式

仕 様 書

## 1 適用範囲

本仕様書は、2018年度に大阪大学が作成した「大阪大学リスク管理支援システムソフトウェア（OJES）」の大阪大学全学 IT 認証基盤サービスへの接続について規定する。

## 2 請負範囲

2.1 5項に示すソフトウェアの設計

2.2 5項に示すソフトウェアの開発・製作・構築

2.3 制作及び技術検査に必要な打合せと開発製造スケジュールの作成

2.4 完成図書の提出

## 3 納期および納入場所

納 期：令和2年3月31日

納入場所：大阪府吹田市山田丘1-1

大阪大学 安全衛生管理部

## 4 機能概要

緊急事態の発生時等、対処に困難を感じたり、或いはわからないような事案に直面した時に、その事案への対応について事務業務をサポートする「大阪大学リスク管理支援システムソフトウェア（OJES）」（以下 OJES と略す）を全学 IT 認証基盤サービスに接続するためのソフトウェアの制作。

### 4.1 利用環境

4.1.1 大阪大学が定めるセキュリティポリシーに沿うこと

4.1.2 大阪大学安全衛生管理部で用意するサーバーを用いること

4.1.3 クライアントは移動端末としてのスマートフォン・タブレットと固定端末としての PC を対象とし、OS は、Windows, iOS, Android を対象とすること

4.1.4 サーバーサイドの OS については規定しない

### 4.2 利用対象者：大学教職員

個人所有のスマートフォン、および大学所有のタブレット、PC を使用

## 5 ソフトウェア機能

以下の各機能を満たすこと。

また、GUIは端末のタッチパネルにて操作しやすいものとし、かつ、ユーザーがストレスを感じないようなスムーズな画面遷移とする。

### 5.1 学内サーバーとの連携

#### 5.1.1 認証について、全学IT認証基盤サービスと連携すること

ICHOに登録されている組織構成に基づいて利用グループを構成可能とすること

#### 5.1.2 ICHOに登録されている組織構成に基づいてチャットグループを構成可能とすること

#### 5.1.3 システムのセキュリティは、本学が定めるセキュリティポリシーに完全に準拠するものであること

### 5.2 OJESの機能向上

#### 5.2.1 OJESの接続にあたり、OJES自体の操作性向上を図ること

#### 5.2.2 クライアントは移動端末としてのスマートフォン・タブレットと固定端末としてのPCを対象とし、OSは、Windows, iOS, Androidを対象とすること

## 6 試験方法

### 6.1 ソフトウェアの試験

スマートフォンおよびPCを接続した所定の動作が行われることを確認すること。なお、本学より支給されたデータファイルを使用して正常に動作することを確認すること。

## 7 検査

技術検査に必要な書類を事前に提出し、製作後の技術検査に合格した時をもって検査完了とする。

なお、技術審査に必要な書類とは、完成図書、ソフトウェア記述書、取扱い説明

書等から検査担当者が指定したものをいう。

## 8 補足

### 8.1 承認事項

契約後ただちに本学担当者と詳細な打合せを行い、指定期間内に基本設計書を提出し承認を得た後、製作に着手すること。

提出は、電子ファイルとするが1部は製本で提出すること。

### 8.2 完成図書

技術検査終了後、すみやかにソフトウェア記述書、取扱い説明書を各1部提出すること。

提出は、電子ファイルとするが1部は製本で提出すること。

なお、製本で提出された完成図書は本学が業務上必要とする場合には、CD-R等の電子記録媒体に複写、または複製して利用することがある。

### 8.3 ソフトウェアの納品

製造したソフトウェアはDVD-Rなどのメディアにより納品すること。

### 8.4 補償

受領の支給品については、納入完了後までに請負者において保管ならびに管理するものとし、損傷などの事故を生じたときは、本学と打合せ、すみやかに代品を納入するか無償で修理すること。

輸送中に発生した損傷は、請負者において速やかに代品を納入するか無償で修理すること。

### 8.5 著作権

ソフトウェアの製作、改修に関連して作成したプログラムおよび設計書類に関する著作権については、本学に帰属する。

なお、ソフトウェアの製作、改修にあたり、請負者および第三者のプログラム等の著作物を使用する場合には、当該著作物に関する著作権については、請負者が本仕様書に関わる契約の履行に支障がないように処理すること。

### 8.6 仕様変更

やむをえない事情により、この仕様書の変更を必要とする場合はあらかじめ申

し出のうえ本学担当者の承認を得ること.

#### 8.7 記載外事項および疑義

本仕様書に記載されていない事項は、本学担当者の指示に従うこと.  
また、本仕様書の記載内容に疑義が生じたばあいは、発注、請負両者で協議する.

### 9 その他

#### 9.1 保守性

保全の簡便性・障害時の対応を考慮した設計をすること.

#### 9.2 保守体制

9.2.1 保守窓口を確保すること

9.2.2 納品後、1年間の本ソフトウェアの不具合への対応を保証すること.

9.2.3 バグによるバージョンアップは無償で実施すること.

#### 9.3 機密保持契約

本学安全衛生管理部との機密保持契約を締結すること.

見 積 書

調達番号： 財契087

調達件名： 大阪大学リスク管理支援システムソフトウェア(OJES)の大阪大学全学IT認証基盤サービスへの接続システム製作業務 1式

見 積 金 額                      金                      円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和    年    月    日

国立大学法人大阪大学    殿

住    所

会 社 名

氏    名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

# 製造請負契約書

製造請負の表示 大阪大学リスク管理支援システムソフトウェア(OJES)の大阪大学全学 IT 認証  
基盤サービスへの接続システム製作業務 1式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学理事 中谷 和彦 と 受注者 との間において、上記の製造 (以下「製造」という。) について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第 1 条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、製造を行うものとする。
- 第 2 条 受注者は、製造を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第 3 条 受注者は、製造を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第 4 条 本契約に基づく製造物品等 (以下「製造物」という。) は、大阪大学本部事務機構安全衛生管理部において、引き渡しをするものとする。
- 第 5 条 製造は、 において、これを行うものとする。
- 第 6 条 受注者は、製造物及び製造に必要な物品等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 40 条の 15 に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。
- 第 7 条 製造の完成期限は、令和 2 年 3 月 31 日までとする。
- 第 8 条 受注者は、製造の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、製造の一部について、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第 9 条 受注者は発注者に対し、製造完成通知書を国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第二係に送付する方法で交付するものとする。
- 第 10 条 請負代金は、製造物の完成及び検収・引き渡し後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第 11 条 契約保証金は免除する。
- 第 12 条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準によるものとする。
- 第 13 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第 14 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者  
吹田市山田丘 1 番 1 号  
国立大学法人大阪大学  
理事 中谷 和彦

受注者